

特別支援学級の種類と特色

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定

知的障がい特別支援学級

【障がいの程度】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】知的障がい特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されますが、子供の障がいの状態等から、特別支援学校（知的障がい）の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなどの教育課程も編成することが認められています。したがって、教育課程編成や指導方法は、特別支援学校の場合と共通することもあります。そのため、知的障がい特別支援学級において、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている学級もあります。

国語 算数 数学 理科

社会 英語

通常の学級と特別支援学級との間で、「交流及び共同学習」を行っており、豊かな学習集団の中で学習することで持てる力を最大限に伸ばしたり、社会性を育んだり、互いを認め合う心を育んだりする機会の提供を計画的に行っています。

自閉症・情緒障がい特別支援学級

【障がいの程度】

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小学校及び中学校に設置されていることから、教育課程は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領によります。しかし、対象とする子供の実態から、通常の学級における学習だけでは十分に学習の成果を上げることが困難であることから、子供に応じて学校教育法施行規則第138条に基づき特別の教育課程を編成することができ、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、自立活動の内容を取り入れて教育課程を編成しています。

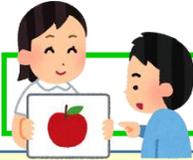
なお、情緒障がいのある児童生徒の場合、心理的な要因による不登校等のために、学習空白が生じていることがあることから、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなどして適切な指導を行っています。

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

特別支援学級の種類と特色

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



難聴特別支援学級

【障がいの程度】

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】難聴特別支援学級は、聴覚障がい比較的軽い者で、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としています。教育の内容は、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われていますが、それに加え、自立活動として、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関する指導も行われています。

肢体不自由特別支援学級



【障がいの程度】

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度なもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】教育目標と教育課程の編成については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間の指導の他に、運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われています。

弱視特別支援学級

【障がいの程度】

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】弱視特別支援学級における教育課程は、原則として小・中学校と同様に編成され、学級においては、弱視の子供の見やすい学習環境を整えるとともに、例えば、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別な指導や配慮をしながら各教科等の指導を行っています。また、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書や拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、必要に応じて効果的に活用できるように指導しています。

病弱・身体虚弱特別支援学級

【障がいの程度】

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われていますが、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われています。

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）